

四條の風学園いじめ防止基本方針

四條の風学園

東大阪市立縄手小学校

東大阪市立上四条小学校

東大阪市立縄手中学校

令和3年 4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの内面を深く傷つけ、将来にわたって子どもの健全な成長に影響を及ぼすばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。まさに人権に関わる重大な問題である。このような認識のもとに全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童・生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本学園では、『地域を愛し 心豊かに たくましく』を教育目標としている。この目標を大切にし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、四條の風学園いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団により無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

○縄手小学校

校長、教頭、教務担当、学年代表、当該学級担任、生活指導担当、人権教育担当、養護教諭、通級指導教室担当、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー 等

○上四条小学校

校長、教頭、首席、指導教諭、生活指導担当、人権教育担当、養護教諭、
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー 等

○縄手中学校

校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育担当、各学年主任（学年生指）、
養護教諭、特別支援コーディネーター、小中一貫コーディネーター、スクールカウンセラー 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止と早期発見の推進
- ウ いじめ事象への対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
- ケ アンケートの作成、実施

4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

○縄手小学校

四條の風学園 縄手小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・クラス（学年）目標の設定 ・児童・保護者への相談窓口周知 ・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・第1回アンケート	・「縄手小学校の約束」配布 ・第1回アンケート集計
5月	・清掃班編成（異学年交流）	・清掃班編成（異学年交流）	・清掃班編成（異学年交流）	・第1回いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、共有・アンケート作成） ＊以下、委員会と省略 ・事例研（職員全体で児童の実態把握）
6月	・第2回アンケート	・第2回アンケート	・第2回アンケート	・第2回アンケート集計
7月	・二者懇談	・二者懇談	・二者懇談	・第2回委員会 ・稲荷神社祭礼パトロール ・「夏休みの生活」配布
8月	・平和登校日（集会・ビデオ・感想） ・第3回アンケート	・平和登校日（集会・ビデオ・感想） ・第3回アンケート	・平和登校日（集会・ビデオ・感想） ・第3回アンケート	・第3回アンケート集計 ・夏休みパトロール
9月	・清掃班編成（異学年交流）	・清掃班編成（異学年交流）	・清掃班編成（異学年交流）	・第3回委員会
10月	・運動会（人間関係づくり） ・きょうだい学級お弁当交流 ・遠足（集団づくり） ・第4回アンケート	・運動会（人間関係づくり） ・きょうだい学級お弁当交流 ・遠足（集団づくり） ・第4回アンケート	・運動会（人間関係づくり） ・きょうだい学級お弁当交流 ・5年林間学舎 ・第4回アンケート	・第4回アンケート集計
11月	・四條の風フェスタ	・四條の風フェスタ	・四條の風フェスタ ・6年修学旅行（仲間づくり）	・第4回委員会
12月	・校内音楽会 ・二者懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・校内音楽会 ・二者懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・校内音楽会 ・二者懇談（家庭での様子の把握） ・第5回アンケート	・第5回アンケート集計 ・「冬休みの生活」配布
1月	・清掃班編成（異学年交流） ・愛ガードの方に感謝を伝える会	・清掃班編成（異学年交流） ・愛ガードの方に感謝を伝える会	・清掃班編成（異学年交流） ・愛ガードの方に感謝を伝える会	・第5回委員会
2月	・縄手っ子集会 ・第6回アンケート	・縄手っ子集会 ・第6回アンケート	・縄手っ子集会 ・第6回アンケート	・第6回アンケート集計 ・事例研（職員全体で児童の実態把握）
3月	・お別れ集会	・お別れ集会	・お別れ集会 ・卒業式（仲間との関係）	・第6回委員会（年間の取組みの検証） ・「春休みの生活」配布

四條の風学園 上四条小学校 いじめ防止年間計画				
	１・２年	３・４年	５・６年	学校全体
４月	学年目標の設定 児童・保護者への相談窓口周知	学年目標の設定 児童・保護者への相談窓口周知	学年目標の設定 児童・保護者への相談窓口周知	第１回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認・共有）（相談窓口・カウンセラー紹介）
５月	ふれあい班活動（人間関係づくり）	ふれあい班活動（人間関係づくり）	ふれあい班活動（人間関係づくり）	児童連絡会（職員全体で要配慮児童の実態を把握）
６月	ふれあい班活動 きょうだい学年交流 元気調査	ふれあい班活動 きょうだい学年交流 元気調査	ふれあい班活動 きょうだい学年交流 元気調査	あいさつ運動
７月	ふれあい班活動 個人懇談会	ふれあい班活動 個人懇談会	ふれあい班活動 個人懇談会	夏休みのくらし配布 稲荷神社祭礼・夏休みパトロール
８月	平和登校日 （集会・ビデオ・感想）	平和登校日 （集会・ビデオ・感想）	平和登校日 （集会・ビデオ・感想）	夏休みパトロール
９月	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	
１０月	ふれあい班活動 元気調査 人権学習（在外教育） 縄手小学校と交流 きょうだい学年交流	ふれあい班活動 元気調査 人権学習（在外教育） 縄手小学校と交流 きょうだい学年交流	ふれあい班活動 元気調査 人権学習（在外教育） きょうだい学年交流	第２回対策委員会（進捗確認） 集いに参加（希望者） あいさつ運動 枚岡神社祭礼パトロール
１１月	ふれあい班活動	ふれあい班活動	ふれあい班活動 ６年修学旅行 （平和学習・集団作り）	四條の風フェスタ
１２月	音楽会 個人懇談（家庭での様子の把握）	音楽会 個人懇談（家庭での様子の把握）	音楽会 個人懇談（家庭での様子の把握）	冬休みのくらし あいさつ運動
１月	ふれあい班活動 元気調査	ふれあい班活動 元気調査	ふれあい班活動 元気調査	あいさつ運動
２月				愛ガードさん感謝の会 引継ぎ書作成 （児童の様子を次年度へ）
３月	６年生を送る会	６年生を送る会	６年生を送る会 卒業式	春休みのくらし 児童連絡会 第３回対策委員会 （年間の取り組みの検証）

四條の風学園 縄手中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	・生徒・保護者への相談窓口周知	・生徒・保護者への相談窓口周知	・生徒・保護者への相談窓口周知	・第1回 いじめ防止対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・校外学習（仲間づくり）	・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・校外学習（仲間づくり）	・家庭訪問週間（家庭での様子の把握） ・人権学習（いじめをなくすために・仲間づくり） ・修学旅行（仲間づくり）	・アンケート作成
6月	・運動会（仲間づくり）	・運動会（仲間づくり）	・運動会（仲間づくり）	・教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
7月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施	・アンケートの集計
9月	・三者懇談（家庭での様子の把握）	・三者懇談（家庭での様子の把握）	・三者懇談（家庭での様子の把握）	・1学期のいじめ状況調査
10月				
11月	・文化祭（仲間づくり）	・文化祭（仲間づくり）	・文化祭（仲間づくり）	・第2回委員会（進捗確認）
12月	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・三者懇談（家庭での様子の把握）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・三者懇談（家庭での様子の把握）	・学校生活（いじめに関する）アンケート実施 ・三者懇談（家庭での様子の把握）	・2学期のいじめ状況調査
1月				・教育相談週間
2月	・スキー体験（仲間づくり）	・職業体験（社会性の育成）		
3月	・三者懇談（家庭での様子の把握）	・三者懇談（家庭での様子の把握）	・卒業式（仲間との関係）	・3学期のいじめ状況調査
				・第3回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止対策委員会は、年数回開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

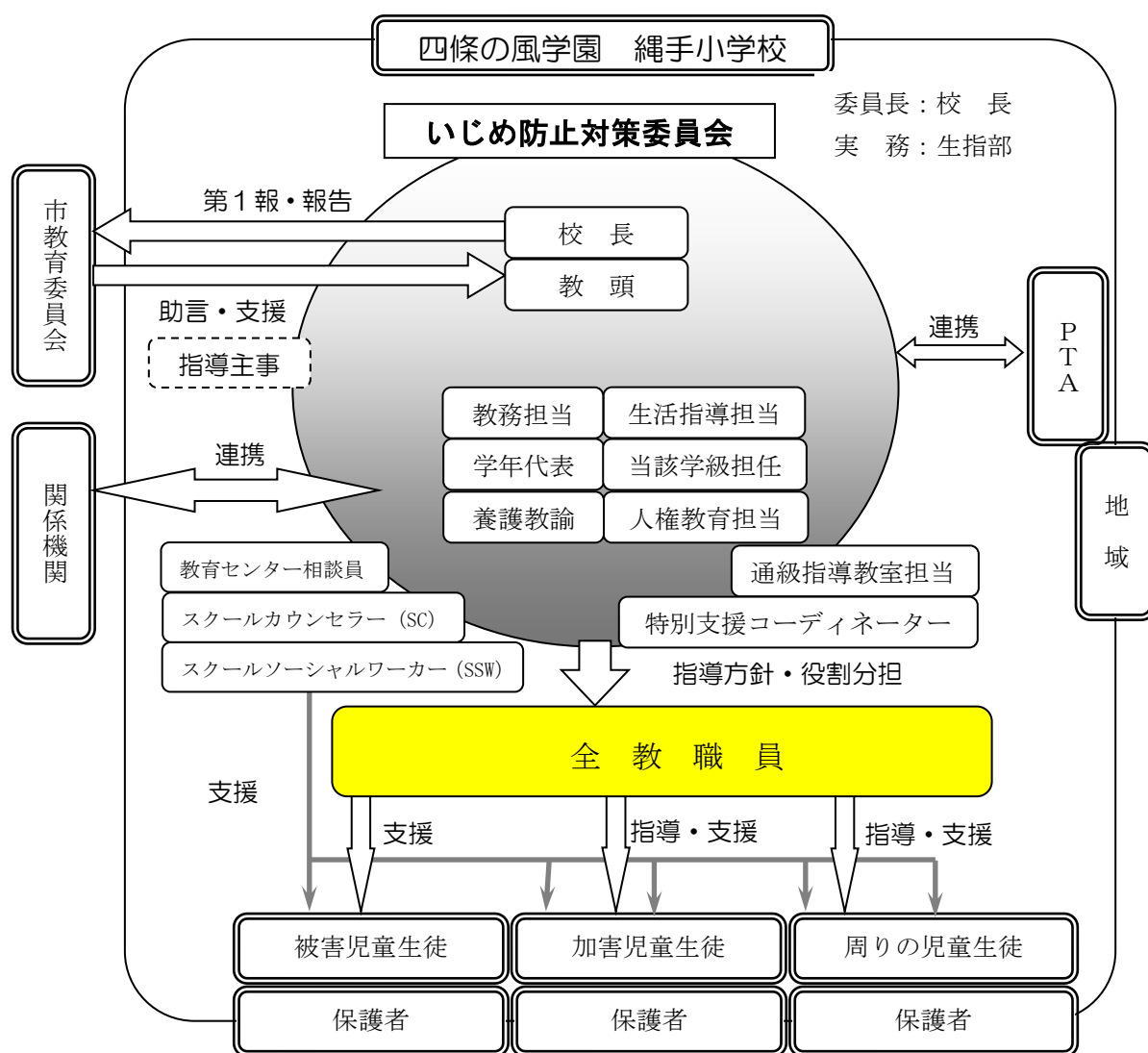
第2章 いじめ防止

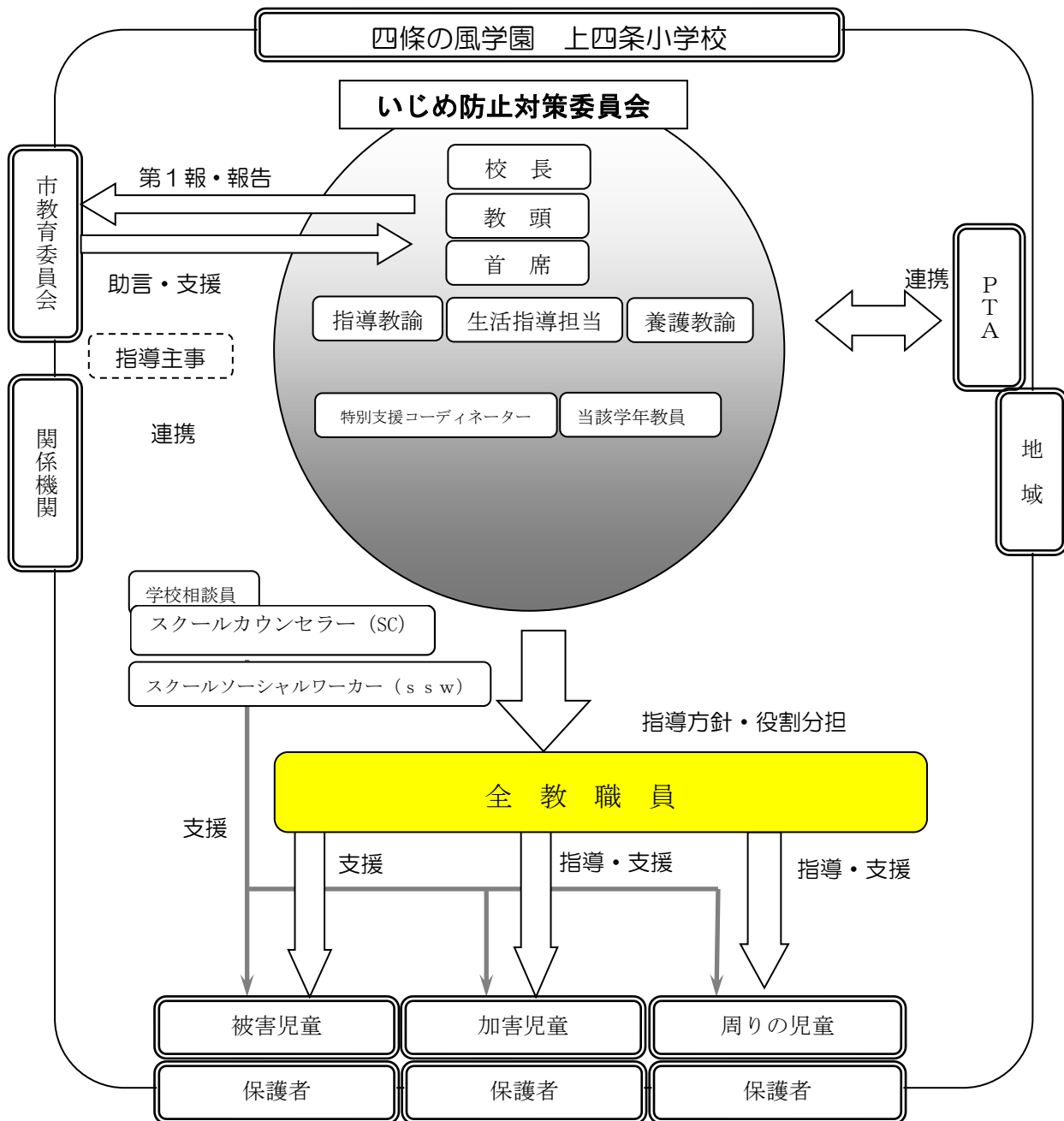
1 基本的な考え方

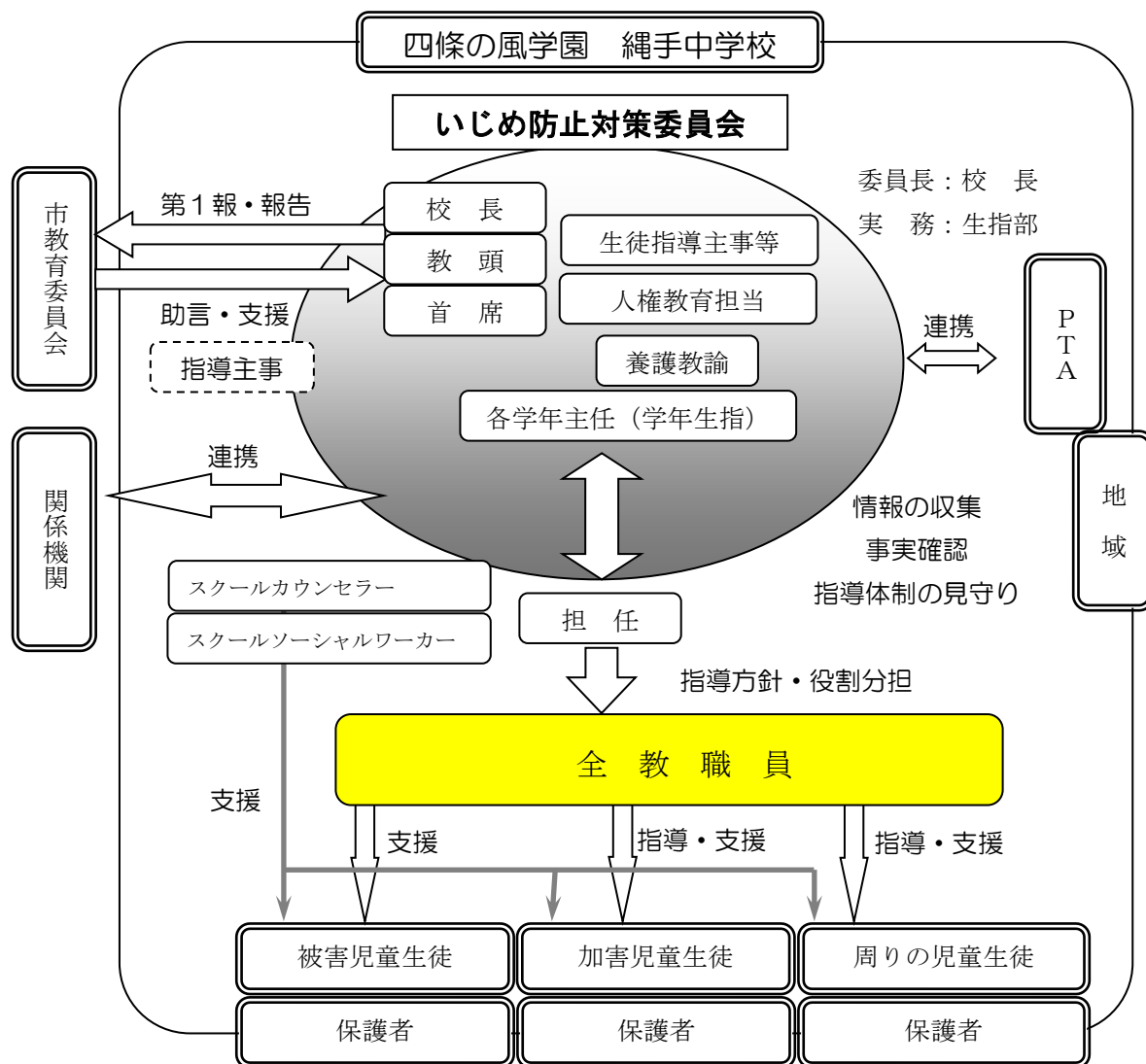
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学年・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

「校内体制」







2 いじめの防止のための措置

(1) いじめ防止のための学校体制づくり

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員で情報を共有し、連携して指導にあたる。全教職員が「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、児童へ働きかける。

児童生徒に対しては、日ごろから授業や休み時間などに声かけをし、様子を見ていく中で児童生徒との信頼関係を築くことを心がける。児童生徒の言葉や気持ちをしっかりと受け止め、心身ともに元気に学校生活を送れているかを見守る。特に、その児童生徒の生活背景、家庭環境、友だち関係などをしっかりとらえ、表情や行動など小さなサインを見逃さないように気を付ける。

教職員が、学級の中で児童生徒一人ひとりの良さを理解し、それぞれの児童生徒が他の児童との関わりの中で自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように配慮する。また、問題が起きた場合に備え、日ごろから自分たちで解決する力を育成したり、意見や考えがちがう児童生徒とも人間関係がつかれるような活動を工夫する。

保護者に対しては、学校評価アンケートを実施し、保護者の願い・ニーズを把握し、学校だより、学年・学級通信などで学校の方針、体制を伝えていく。保護者との連絡を密にとるように心がけ、児童生徒の良さががんばり、成長を伝えるなどして、信頼関係を築けるようにする。

地域に対して、児童生徒を地域の子どもとして共に見て成長を見守っていくことなど協力をお願いするとともに、地域行事にも積極的に参加していく。また、地域の愛ガードさんを行事の際には招待したり、お礼を言ったりする機会をもつ。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、講師を招いての教職員研修の実施や校内研修などを行う。

(2) 「居場所づくり・仲間づくり」

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、教育活動全般を通じて、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。そのために、児童生徒どうしが自分の思いや考えを伝えあう力を育成すること、また、異なる考えをもつ児童生徒とも、自分も相手も尊重しながら仲間づくりができるような活動や取り組みを計画・実施する。

児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、学校・学級が安心できる居場所となるよう努める。教職員は一人ひとりのささいなサインも見逃さないよう、授業だけでなく休み時間、掃除時間なども様子を見て声をかけるなど、児童生徒理解に努める。

またストレスに適切に対処できる力を育むために、日ごろから学級での班活動、異年齢集団活動、部活動などに取り組み、自分と異なる思いや考えに触れる機会をもつこと、そして、その中で自分も相手も尊重できる解決法を児童生徒自身が考えられるよう支援・指導していく。また、困ったら教職員をはじめ、誰かに相談できるよう、日ごろから関係づくりに努める。

(3) 「わかる授業づくり」

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように配慮する。特にいじめの一因となる児童生徒のストレスを改善することが肝要であり、分かりやすい授業は大きな意味がある。

分かりやすい授業づくりを進めるために、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業になるよう工夫する。教職員は校内研修・研究授業を行い、講師を招いて講話を聞いて学んだり、互いに授業を検討しあったりし、授業力の向上に努める。授業の終わりにはふり返りを行い、児童生徒の理解の様子を把握し、次へ生かしていく。また、チャイムの合図で授業を始めるなどの学習規律も確立し、実行していく。

教職員が一人ひとりを大切にする姿勢で教育活動にのぞむ中で、児童生徒の自己有用感や自己肯定感が育まれる。「わかった」「できた」と児童生徒が感じられるように授業づくり、集団作りを工夫する。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめに向かわない心情と態度を育てていくためには、道徳教育や人権教育を充実させることも大切である。心を育てることをねらいとする道徳の時間にできることは、「予防」であり、「いじめはいやだ」という心情や、「いじめをなくしたい」という実践意欲と態度を育てていくことである。道徳の授業力の向上に努めていく。

また、人権教育においては、従来の平和学習・集団作り・在日外国人教育・ともに生きる教育・地域交流・共生教育などに重ね合わせて学級集団の在り様をつねに振り返り、日常を見直していく。また地域の教育力の活用、体験的な活動、学習形態や教育方法上での工夫も積極的に取り入れていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを複数回実施する。

記述を見て、児童生徒の実態をつかむようにする。気になる児童生徒は担任一人で抱えずに学年、生指担当、管理職へ報告・相談し対応を図る。

また、日常の観察として、休み時間を含めての校内巡視の徹底を図る。

(2) 児童生徒を見守るために保護者・地域と連携する。家庭訪問や懇談だけではなく、普段から連絡を密にとり、何か学校であった際には、保護者へ電話連絡して家庭の様子を聞いたり、家庭訪問をしたりするなど児童生徒の様子の把握に努める。

また、地域と連携して、児童生徒を見守るため、地域の方に愛ガード活動をお願いし、気になったことは連絡を取りながら共に見守る。

(3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、カウンセラーを活用できるように情報を伝えていく。教育相談員、スクールカウンセラー、すこやか教育相談などの相談体制を発信し、周知する。

(4) いじめ防止対策委員会により、相談体制を広く周知する。

いじめ防止対策委員会が、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 学校教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、教職員間の情報共有とともに、対外への守秘義務を徹底する。

第4章 いじめ事象への対応

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) たとえささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める行為であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必

ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校全体の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の箇所を確認し、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。